

Title	英国貴族院と自由党内閣；ローズベリー伯の予算案反対；工場法案の制定；歳費増額案；政友会十周年大会；直轄学校に対する修身訓令；北極探検家の功名争ひ；火星との通信
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.3 (1909. 10) ,p.291(61)- 300(70)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	時評
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091001-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て少し御盡力下されば誠に瑣細な力を貸して戴けば我農民を救ふことは容易であらうと考へらるゝのであります。(拍手) (完)

時評

○英國貴族院と自由党内閣

高橋誠一郎

貴族院は果して庶民院と相並んで立法部の一半を形成し得るやとは蓋し一千八百三十二年以來英國民の頭腦を悶ましめつゝある一大懸案である。バアミンガムから二千餘萬人の民衆が倫敦として練り出さうとするのを見て、流石のウエリントンも兵士頼む可らず、武力効なきを長嘆し、彼の所謂革命の偉大なる力の前に平服して内閣組織の命を辭し、自ら百餘の保守黨貴族を従へて上院の議場を去り、終に選舉法改正案の上院通過を見るに至つたのは正に英國民全般の意志が明瞭確然と庶民院に於て代表せられた時には直接に人民を代表するとなき貴族院は窮極之に屈從せざる可らずとの慣習を憲法上に殘したものである、然も尙ほ代々の

自由党内閣は往々にして貴族院の強烈なる反對と苦闘せざる可らざるの辛き機會に遭遇した。此が爲めにグレーや、グラッドストーンやキャンベルバンナーマンや孰れも皆野犬の如くに上院廢止を咆吼して止まなかつた。

所得税、相續税及び地租の増徴、大所得附加税、酒造税、酒店免許税、及び自働車税の新設増徴に據る一千三百五十萬磅の大増税案の提出は自由黨が絶對的多数を占めつゝある庶民院に於てする議論沸騰して今尙ほ其通過を見ない程であるから、同案が彌よ保守黨の根據たる貴族院に表れた時、同院六百の頭腦は如何に此豫算案を迎ふ可きや、而して自由党内閣は如何なる態度を以て同院に對す可きや。吾人は多大なる趣味と危惧の眼とを以て同盟國の政界を眺めつゝあるものである。

彼の一千八百三十二年の昔に於ける庶民院對貴族院の軋轢は正しく上層階級對中産階級の争闘であつた、エデンボロー労働俱樂部の旌旗が一千八百三十一年選舉法改正案否決に對する國民的示威運

動に際して殊に見立つて風に靡いたと云ふが如き、貴族院の讓歩したる後、アマミンガム労働組合は祝賀行列隊を組織したと云ふが如き、乃至倫敦刷毛職組合は其組合基金を選擧法改正期成同盟會に寄附したと云ふが如き幾多の談片は傳はつて居るが、然も三十二年の改正運動は未だ以て第四階級の利益を代表するには至らなかつた。然も「議會は常に其過半数議員の屬する階級の利益に従つて國家を支配して行くものである。地方紳士が庶民院の大多數を占めて居た時代には議會は彼等の利益に従つて國家を支配した、一千八百三十二年の選擧法改正後資本家及び企業家が多數の議席を占むるや、そは商工階級の利益を代表して國家に臨んだ、而して賃銀労働者階級より選出せらるゝもの多數を占むるに至らばそは一般庶民の利益を標榜して立つに至る可きは明なる事實である。」と預言した社會主義者の推論は今や漸次現實ならんとして、アスキス内閣は近世社會主義者の所論に法り第四階級の利益を標榜して貴族院を壓服せん

としてゐる。

ウアシントンの數ある所に由れば六百十四名の英國上院議員は悉く皆資本階級である。洵にウィリアム、ピットに依つて改造せられたる後の上院は從來の聖俗兩界の舊貴族に加ふるに一百餘名の新貴族即ち財産の力を以て爵位を贏ち得たる富豪階級を以て組織せられてゐる。彼等が常に白眼を以て労働者階級の勃興を眺めて居るが如く、労働者階級は又常に憎惡の眼を以て同院の存立を眺めて居る。彼の社會民主同盟の發表した綱領中には明確に「政治機關の民主化、貴族院の廢止」を掲げてゐる。而してフアビアンソサイチー亦民主的國家の基礎を固むるの第一着歩として上院の廢止を要求してゐる。一派の英國社會主義者は自由黨の上院に對する痛論を以て不誠眞僞信の言なりとなし、一千九百〇七年十一月一日の「號角」は「上院との争に關するサー、ヘンリー、キャンベル・バンナーマンの大膽なる言語も吾人は彼が未だ記録に類例なき程多數の貴族を陸叙せるの事實を想起す

る時は宛も一種の追従輕薄として響くのである。彼は首相の椅子に着きてより未だ二年を経過せざるに既に二十人より少なからざる新貴族の陸叙を行つてゐる。而して彼等新貴族中には煙草屋、ウイスキー屋、保守黨の爲めに筆を賣る新聞屋、高利貸及び泡沫會社設立者を包羅してゐる」と嘲笑してゐる。這回若し英國上院が堅實なる保守的意見を固持し中産以上の社會階級の利益を代表し蹶然立つて英國憲法上の大慣習を破棄し下院より廻付せられたる豫算案全部を其儘拒絶するの舉に出でんか、乃ち英國の政界は當に一大狂瀾裡に投せらる可きものにして、自由黨内閣は庶民院を解散して信任を國論に問ひ、更に上院に迫らんとするの概を示してゐる、グレー、グラッドストーン、乃至バンナーマン以來の上院に對する自由黨内閣の痛論が果して不誠實僞信なるや否やを社會主義的分子の前に立證するは將に今年秋に迫つて居る。

上院果して豫算不容喙の先例に従つて豫算案を無事通過せしむるか、若しくは斷然先例舊慣を破棄

して之を否決するか。虚なる法律上の先例慣習は常に實なる勢力の爲めに動かされて行く。英國貴族院は果して實際上庶民院と相並んで眞正なる立法部の一半を形成すると能はざるや否や。之偏に同國最後の決定權を有する國民の輿論に據て定まる可きものである。國民の輿論は如何なる形に於て發現し如何なる態度を以て上院に對せんとするか。久しく補缺選舉に敗北を重ねつゝある自由黨は尙ほ長く下院に絶對的多數黨たり得るや否や。第四階級の利益は第三階級のそれを蹂躪して如何なる程度まで發展することを得るや。今秋の英國政界こそ當に多事多端の秋たる可きものである。

○ローズベリー伯の

豫算案反對

一千八百九十四年より同九十五年に亘りて自由黨内閣に首相たりしローズベリー伯は、グラスゴウ市に於て痛酷にロイド・ジョージの豫算案を攻撃し、同案を以て社會主義者の所論を現實に實施し

英國の前途を危ふからしむるものなりとの旨を明言したとの報が傳つた。世には卿の豫算案反對を以て、卿が自由黨中に在りて其經歷の割合に聲望甚だ揚らず、一千九百〇五年のキヤンベル・パンナマン内閣にも列せずして次第に政界より忘れられんとしつゝある不平不満に堪へ得ずして一千九百〇七年以來補缺選舉の形勢は常に自由黨に利あらず、民心次第に同黨を離れんとするを見て奮然立つて自黨攻撃の舉に出でたるものなりとなす者があるが、吾人は同卿這回の舉には更に深甚なる意味を含んで居ることと惟ふ。

昨年大藏尙書アスキスがキヤンベル・パンナマンの後を享けて首相の任に就くや、商務省總裁より抜きて自己の後任に舉げたロイド・ジョージは紡績、機械業等の爭議に調停して其功を奏し俄然英國政界の花形役者となつた人である。然れども彼は曾てスペクテーター記者の論評せるが如くケルト人種の血を傳へたる政治家の例に漏れずして只管空中の樓閣に憧憬れて我れ人共に何時しか窮

りなき迷路に彷徨するに至らしめることがある。彼が大藏尙書の重任に當つて後初めて編成した這回の豫算は蓋し美しい社會主義的の幻象を促へんとして自由黨内閣を誘ふて危険なる深淵に立たしむることを知らぬものではなからうか。

彼のジョン・ペンニーの所言の如く、自由黨と労働黨との合同は明に大なる矛盾である幻想である。個人主義と協同主義とは水と油の如く永遠に相混和す可らざるものである。労働黨を鵝呑みにした自由黨は早晚必ず消化不良に陥らなければならぬ。所有ゆる政黨は結局或る社會階級の利害を代表して居るものでなければならぬ、労働階級の利害は全然雇主階級のそれと相容れざるものなるが故に眞に労働階級の釋放を企つる黨派は必ず所有ゆる他の政派と對立抗敵しなければならぬ。若し自由黨が全く労働黨の主張を容れて其綱領を作製した時は即ち同黨の資本的分子が悉く去つて労働的分子のみ残つたものと見なければならぬ。自由黨が、何時まで労働黨を抱擁して行くことを

得るやは疑問である。早晚自由黨中の労働的分子は保守黨中の社會主義賛成者と合して労働黨に投じ彼のマルクス及びエンゲルスの「共產主義宣言」中に謂へるが如き眞に労働者の利益を代表せる一大政黨の樹立となり、自由黨中の資本的分子は貴族、地主等の利益代表團體と合體して之に當るの新氣運を生じ來らざるを得ない。ローズベリー伯の豫算案攻撃は既に這個自由黨分離の傾向が多少其端を表したものではなからうか、社會主義的色彩を帯ぶること大なる新財政策は飽くまで個人的保守的なる英國民に如何なる印象を與へつゝありや、ロイド・ジョージは同案に由つて果して克く従前の同盟罷工調停と同一の好評を購ひ得るか。吾人は自由黨内閣の前途に一朶の陰雲の横はれるを認むるものである。

○工場法案の制定

桂侯内閣は、愈よ明年の帝國議會に工場法案を提出するの決意を爲せりと傳へられてゐる。同法案

は如何なる款項を含み、如何なる慰安を工場労働者に與へんことを期するのであるか。

十八世紀以後に認められた法律上、各社會階級權利平等の思想と、十九世紀の産業革命が齎した經濟上雇者被雇者の不對當關係——現今の労働者は此理論と實際との間に生じた矛盾を痛切に感じて居る。ルヨ、ブレンターノ教授は順次に國民經濟を支配し若しくは支配せんとしつゝある三大主義を數へて法權主義。個人主義及び社會主義となしてゐる。法權主義は彼のチュルゴアの職業組合廢止令當時に於て既に其勢を潜めた。二十世紀は更に個人主義より社會主義に移らんとする過渡期に際會して居る。「自ら助くることを得る者を助くる」を以て根本の大原則となして居る吾が民法の傍に「自ら助くることを得ざる者を助くる」法律の生じ來るのも敢て奇とするに足らぬのである。近世の立法は勞力を以て商品と同一視してゐる。従つて労働者は獨立の人格を有し、他より何等の拘束をも受けざる商品賣却者であることを要す

る。然も斯くの如き法律上の所定を現實ならしむるが爲めには經濟上の實際に於て労働者の地位を改善しなければならぬ。一千八百四十四年アッシユレー卿が「十時間労働法案」を提出した時、グレイルは斯くの如き提出に對しては所有ゆる經濟學者は悉く皆反對の意を表して居ると唱へたが、然も今日に於ては一人の經濟學教授、一冊の經濟書も克く確信を以て該法制の撤廢を唱道するものはない。加之從來の法規を一括綜合して一千八百七十八年の「工場及び細工場法」の制定を見るや、各黨の爲政家、各派の經濟學者は最も熱誠ある賛成を表し、彼のジエヴオンス教授の如きは之を「中外に於ける立法の最光輝ある成功の一である」と稱揚してゐる。

吾國に於ても、工業の發達と共に工場法規の統一制定を見るは元より當然のこと、吾人も敢て大なる反對なき所であるが、然も労働者間に自助的組織の勢力極めて微々たる吾國の現状に於て工場法案のみにて果して如何なる効果を示す可きやは

頗る疑問である。殊に杓子定規に流れ易い吾が官憲が此法律の明文を死用して企業家労働者兩者の不利を醸すに至ることなきや。無智の労働者は労働時間の短縮より來る閑暇を如何に利用せんとするか。トライチケ教授は文學の神(Husen)の言語を解せざるものに、閑暇(Huse)を與ふるは彼等の身を亡すの因であると洒落てゐる。吾人は切に吾が工場法立案者の細心なる注意を要求するものである。

○歳費増額案

「現行議員の歳費は、以て其資格を保つの資に供するに足らず、是れ本案を提出する所以なり」との理由を附して山縣内閣が第十三議會に歳費八百圓を二千圓に増額するの議院法中改正法律案を提出したるより僅に十一二年、今や桂侯内閣は更に三割の歳費増額案を第廿六議會に提出せんとしてゐる。

山縣内閣が歳費増額案を提出した眞意は、憲政黨

員の獵官運動を防止せんが爲めに高等官相當の歳費を議員に與へんとしたものであると傳へられてゐる。而して今回の桂侯の提案は官吏俸給増額案の通過を計るが爲めとか。内實の理由は異なるも公然議會に於て説明せらる可き理由は昔も今も變らざる物價騰貴、議員資格の維持等の定文句であらう。唯だ異なるは説明者たる寒山枯木の如き山縣公が丸く膏切つた桂侯と更るまでである。幾多の星亨は再び議場に表れて同案の賛成演説を爲し無記名投票の結果は無事政府案の通過となりて三百の議員は此不時の收獲に鼓腹して政府の徳を頌するであらう。而して十一年以前には一人の田中正造あつて歳費を辭退したが十一年後の今日には政友進歩又新大同戊申各政黨政派を通じて彼の如き廉潔なる愚者を出すことは恐らく有るまい。三割の増額は臍て口腹の満足と選舉區の腐敗との爲めに消費せらるゝであらう。

○政友會十周年大會

日糖事件に關聯して瀆職代議士の續出は、往々世人をして政友會の衆議院に於ける地位に變動を來さしむるとなきやを疑はしめたが、然も補缺選舉の結果と新入會者數とを合算すれば、同會代議士總數は却つて同事件發生前に勝り、優に衆議院に於ける絶對的過半数黨たるの地位を占めて居る。新政黨組織の計畫が一再ならず立消となつた今日衆議院に於ける政友會の勢力は尙ほ久しく牢手として抜く可らざるものがあるであらう。斯くの如き時、將に爲すあらんとする第二十六議會を眼前に控へて創立十周年の紀念大會を開催した同會領袖の得意思ふ可しである。

洵に十箇年は一と昔である。「帝國憲法の施行既に十年を経て其効果見るべきものありと雖も、憲法を指導して善く國政の進行に貢獻せしむる所以に至りては其道未だ全く備はらざるものあり……外帝國の光輝を揚げ、内國民の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは博文の久しく以て憂としたる所なり」云々の宣言書を發して從來の

超然主義を棄て決然一大政黨を創設して、立憲政治の美を成さんと期した伊藤公は早く既に總裁を辭して西園寺侯之に代り、創立當時の總務委員長渡邊國武子心機一轉再轉終に同會を脱して以來久しく草庵裡に埋もれ、縦横の畫策、異分子の操縦に手腕絶倫と稱せられたる總務委員星亨は刺客の白刃に倒れ、末松、金子、本多等亦次第に同會に遠ざかるに至つた。幹事の移動、黨勢の消長、代議士數の増減、數へ來れば立憲政友會の歴史も亦多忙多事なるものであつた。

政友會は其創立十周年に際して洋々たる前途を祝福し、黨勢の發展を政界に誇るに先ち、須らく先づ十箇年の過去を回顧す可きである。彼等は靜に明治三十三年八月廿五日の宣言書を繕き「地方若しくは團體利害の問題に至りては亦一に公益を以て準と爲し、緩急を案じて之が施設を決せざるべからず。或は郷黨の情實に泥み、或は當業の請托を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは亦斷じて不可なり」の字句に到らば之を過去の事績に徴

して窺に愧づる所なきか。伊藤公の所謂「國務を以て黨派の私に殉ずる」の陋は立憲政友會自ら之を演出することなかりしや。黨派の宿弊を革め帝國政治の將來に裨補して報効を希圖した政友會は鐵道布設、補助費保護費の支出を餌として地方選舉區の甘心を買ひ、其代議士は營利會社の贈賄を甘受して以て投票を購ふの資に充て、「國家に對する政黨の責任を重んじ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して宿弊を襲ふことなき」を期したる政友會同志が却つて政黨社流積年の宿弊を助長せしむるに勵めた蹟はありはしまいか。吾人は茲に政友會十周年の大會を祝すると共に同會が十年の昔江湖に向つて發表したる宣言及び政綱と相扞格するの病に陥らざらんことを望むものである。

○直轄學校に對する修身訓令

弊衣短褐蓬髮垢顏、人間の最も野蠻野卑なる一面

を極端に發露して以て自ら快とするが如き傾ある高等學校生徒が一度大學の門に入るや直ちに變じて邊服を修むるに汲々とし花柳の巷に流連して學事を廢するに至ること往々にして聞知する事實である。専門高等なる學府に身を置く學生の品性は

彼等の攻究する學事の高尙に赴くに伴れて漸次高尙となること能はずして野性の本能は常に暗面暗處に其勢力を逞しうし時に其醜を明らさまにすること亦少くない。頃者吾が文部省は之を以て中學以上の學校に於ては技術上の教育にのみ急であつて德育を忽諸に附するの傾向あるの餘弊となし、直轄諸學校に對して訓令を發し、倫理修身等の德育を勵行せんことを命じた。

徳教は耳より入らずして目より入るとの陳言は、永久に眞理たるを失はぬものである。獨立自尊一點の汚れなき崇高偉大なる人物を師表とする學塾には一回の修身講話なくして一般學生の品性は自ら高潔である、半官吏半學者の似而非教育家に依つて教へ導かれつゝある官立諸學校に一週百回の

倫理道德を説教した所で何等の効を奏す可きものでない。文部省百片の訓令終に徳教の廢頽を濟ふの力なきものである。

○北極探檢家の功名争ひ

オーロラの光輝く所、百千萬劫の堅氷世界の秘密を深く藏する所、肅殺たる寒颯無始より無終を吹き渡す所、吾人は北極を以て清淨無垢半點の汚塵をも止めざる神聖なる境地と觀じて居つた。而してクツク及びペアリーなる二名の米人が相前後して這の神の鎖した永遠の神祕境を開いたと謂ふ外電の所報に接した時、世界學界の爲めに衷心よりして兩氏の大功を頌した。然も穢きは米人根性である。彼等は未だ米國本土にも着せざるに早くも一片の腐肉を争ふ餓犬の如くに互に他を排して北極發見の功名を獨占せんとして醜き争議を惹起してゐる。過去歐洲諸國に起りたる學術上の發見發明には屢々愛す可く掬す可き學者の襟度雅量を傳へた逸話の附隨せることを耳にして居る吾人は今

70 此爭議に接して何となく神聖なる北極の氷地が彼等劣等なる米人の爲めに汚穢せられたるが如き感に堪えざるものである。

○火星との通信

天文学は四千有餘年間、未發達の状態に眠りつゝあつた世界最古の科學である。彼のエブラハムの時代に於てカルデアの牧人は靜に其羊を夜守りしながら遊星の移動を觀測して居つた。宗教的信仰の起る前、詩人の謳ふに先ち、樂器の發明に先ち美術者が代理石を彫み青銅を溶すに先つて早く既に發芽を見た天文学は如何に其發達遅々たりと雖も然も蒼穹の曠漠たる領域に科學的成果を收めんとする最も大膽なる最も嘆美す可きスペキュレーションである。今回一部天文学者の間に計畫せられつゝある火星との通信は蓋し動もすれば科學を人類の福利増進の點よりのみ打算し之より充分なる現實の報酬を期待する功利主義者流の見解に對する最も痛快なる宣戰である。(九月十五日稿)

雜 錄

領事裁判を論ず

小倉 和 市

第一章 領事裁判の定義

領事裁判とは特殊なる條約の結果として締盟國の一方が締盟國他方に在留する自國臣民を民刑商事其他一切の法律關係中の或るものに關し在留國の裁判管轄權に服従せしむるとなく自國の派遣に係る領事官をして自國の法律によりて裁判せしむるを云ふ元來國際公法の原則より云ふときは國家は其領域内に於て他國の法令を排斥して自國の法令を執行し其の内に在留する者は自國民たるも外國人たるを問はず其司法權に服従せしむることを得ざるべからず唯彼の元首其他國家の代表者は他國在留中に在留國の法律規則に拘束せらるることなきは固より領土主權の原則に對する一の例外なると疑なしと雖も之れ一般國際交通の必要に基因し

夫自身に於て國際公法の原則をなすのみならず其の性質全く消極的なるものなるに反し領事裁判は只特殊の場合にのみ存在するのみならず積極的に他國の領域内に於て裁判權を行使せんとするものなるを以て領土主に對し實に重大なる例外なりと云はざるべからず

更に吾人は前掲の定義に於て領事裁判は特殊なる條約の結果なりと云へり之れ領事裁判權の根據を明らかにせんとするの趣意に出でたるものとす前述の如く領事裁判は領土主權の原則に對すは非常に重大なる例外に屬するを以て其權利は常に條約の上に其根據を置く可きものにして如何に強盛なる國家が如何に弱小なる國家に對する場合と雖も條約の規定に據らずしては到底此權利を行使する能はざるものとす唯條約によりて獲得せられたる此權利は慣習の力によりて時に實際上其範圍に多少廣狭の變を呈示することあるのみ

更に又領事裁判は後段に於て説明するが如く文明國が未開國に在留する自國人民を保護するを目的